

労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第三十七条第一項の規定により、令和四年五月二十七日付けで、次のとおり争議行為を行う旨の通知があったので、公表する。

令和四年六月三日

埼玉県知事 大野 元裕

- 一 争議行為を行う労働組合
別表に掲げる労働組合
- 二 事件
夏季一時金等の要求に関する件
- 三 日時
令和四年六月七日午前零時から本問題が解決に至るまでの期間
- 四 場所
別表に掲げる労働組合の組合員が従事する職場
- 五 概要
救急外来患者、重症患者のための保安要員若干名を除く全ての組合員又は一部の組合員によるストライキ又は怠業、その他全ての行為。

別表

労働組合名		執行委員長名		組合員が従事する職場		所在地	
共立医療会労働組合		櫻井 聖		吹上共立診療所	埼玉県鴻巣市吹上富士見三―一―十九	きたもと内科クリニック	埼玉県北本市中丸五―二十三―一
				さくらこどもとおとな診療所	埼玉県北本市栄七―一―二十七―百二		